

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○公共測量の実施の通知	(用地対策課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
○道路の供用開始 (2件)	(") 1
公 告	
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課) 1
○土地改良区の清算人の就職	(") 1
○換地処分届出 (安芸市)	(") 1
○河川整備計画の策定	(河 川 課) 2
○建築士の免許の取消し	(建築指導課) 2
高知県人事委員会規則	
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第756号

中土佐町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量(数値図化)
- 作業期間
平成24年11月9日から平成25年2月6日まで
- 作業地域
高岡郡中土佐町

高知県告示第757号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 野見港

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市多ノ郷字猫神乙725番3	前	7.2 }	31
	後	7.2 }	31
		12.1	

高知県告示第758号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川中土佐
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町久礼字姥屋式1863番8から 高岡郡中土佐町久礼字松ノ本1905番1地先まで	275	平成24年12月18日

高知県告示第759号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 野見港
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

須崎市多ノ郷字猫神乙725番3	31	平成24年12月18日
-----------------	----	-------------

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市田野川甲土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
理事	柿内 充弘	四万十市田野川甲1834
"	柿内 尚之	" " 甲1844
"	山崎 市丞	" " 甲 553
"	久保田英茂	" " 甲2325
"	松原 健二	" " 甲 680-1
"	山本 官	" " 甲2133
"	山本 幸生	" " 甲2165
"	尾花 三井	" " 甲 624

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、中村市田野川甲土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
柿内 充弘	四万十市田野川甲1834
柿内 尚之	" " 甲1844
山崎 市丞	" " 甲 553
久保田英茂	" " 甲2325
松原 健二	" " 甲 680-1
山本 官	" " 甲2133
山本 幸生	" " 甲2165
尾花 三井	" " 甲 624

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、安芸市から安芸地区(入河内換地区)の換地処分を平成24年11月26日に行った旨の届出があった。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により二級河川員ノ川水系について河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課並びに高知県幡多土木事務所、高知県幡多土木事務所宿毛事務所及び高知県幡多土木事務所土佐清水事務所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成24年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 取消し年月日
平成24年12月18日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
大野 義征
二級建築士
第1981号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月18日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則32号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (19) 一般社団法人幡多広域観光協議会

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。